

9. システムの利用規約、Q & A

1. 利用規約の主な内容

- 提供するサービス（第3条）：登録技能者や登録事業者が利用できる本システムが提供するサービスの内容
- 登録料及び利用料と支払方法（第4条）
- 禁止事項（第7条）：第三者のなりすましによる行為や本人以外による建設キャリアアップシステムカードの無断利用の禁止等
- 秘密保持（第16条） ○個人情報の使用目的と保護（第17条）

等

2. 主な問い合わせのQ & A ① ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q1：公共工事の現場で登録は義務付けられるのか

A：システムの利用は任意となっておりますが、できるだけ多くの技能者・事業者にシステムを利用いただき、技能者の処遇改善が図られるよう、国土交通省において、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価制度の策定や能力評価制度と連動した専門工事企業の施工能力等が見える化する仕組みの構築が検討されています。また、建設技能者の能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価を検討することとされています。

Q2：社会保険に未加入の作業員はシステムで現場入場を制限されるのか

A：現場入場制限は、現場毎の元請事業者の判断となります。
システムには、社会保険の加入状況について、証明書類による確認の有無も含めて登録されますので、元請事業者による加入状況確認に役立ちます。

Q3：システムの詳しい内容はどこに問い合わせればいいのか

A：2018年3月からお問い合わせセンターを開局しましたので、お問い合わせいただければと存じます。
電話番号：03-6386-3725
メールアドレス：otoiawase@mail.ccus.jp

Q4：カードを持っていない技能者は現場に入場できなくなるのか

A：このシステムは、技能者の処遇の改善につなげるために技能者の就業履歴を蓄積することを目的としておりますので、技能者の方が漏れなくシステムへ登録されることが重要となります。カードを所持していない技能者について、現場入場を認めない取り扱いとすることを求めるものではありませんが、技能者全体の処遇改善につなげていくためにも、できる限り多くの技能者の登録が行われるよう、システムの周知を進めていきます。

2. 主な問い合わせのQ & A ② ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 5 : 現場の技能者に説明をしなくてはならないが、説明用のわかりやすい資料はないか

A : システムに関する概要説明の動画を建設キャリアアップシステムHPに掲載しておりますので、ご活用ください。また、他のQ & Aでもシステムの詳細についての説明もしておりますので、こちらをご確認ください。
今後も、システムに関する説明資料や最新情報をHPで掲載・更新していきます。広くご活用いただければと存じます。

Q 6 : 優秀な技能者の引き抜きにつながるのではないか

A : 引き抜きにつながるのではないかと懸念の声も踏まえ、技能者本人と所属事業者の双方の同意がなければ、その技能者の情報は他の建設事業者から閲覧できないような仕組みを基本としています。なお、設定前の初期値は非開示としています。

Q 7 : カードを紛失したら個人情報漏えいするのではないか

A : カードにはID番号が記録されているだけで、個人情報は記録されません。技能者情報・事業者情報のいずれもクラウド上に蓄積するため、カードを紛失しても個人情報が漏えいすることはありません。

Q 8 : 登録情報の偽装はどう防ぐのか。発覚した場合の罰則は

A : システムの利用にあたっては、利用規約に同意する必要があり、偽装が発覚した場合には、利用規約に従い登録の取り消し等などの措置を実施します。

Q 9 : 技術者も技能者登録の対象となるのか

A : 技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としますが、技術者も登録が可能な仕組みとしています。

Q 10 : 一人親方の場合は、事業者登録と技能者登録、両方が必要となるのか

A : 一人親方は事業者であり、かつ技能者でもあることから、事業者情報と技能者情報の両方について登録が必要となります。なお、この場合の登録料のご負担は、技能者登録料のみとなります。

Q 11 : システムに登録する前の履歴はどのようにシステム上扱われるのか

A : 技能者情報の登録の際、技能者ID発行以前の「経験年数（職歴など）」を記載できる欄を設け、記載内容を技能者情報の閲覧画面に表示する予定です。例えば、技能者は「型枠工事を20年。」、所属事業者は「この技能者は型枠工事を20年経験したことを証明します。」と記載することが考えられます。

2. 主な問い合わせのQ & A ③ ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q12：カードリーダーを置けない現場については、どうやって就業履歴を蓄積するのか。

A：カードリーダーを置けない現場については、事後に技能者又は所属事業者（雇用する事業者）が、システムにログインして、「誰が」、「いつ」、「どの現場」等の就業情報を直接入力して、その情報の蓄積を可能とする予定です。その場合は、入力された就業情報の信頼性を高めるために、現場の元請事業者や所属事業者による確認が行え、その確認結果を閲覧画面に表示できるようにする予定です。

Q13：日によって異なる作業をする技能者（多能工）の就業履歴はどのように蓄積されるのか。

A：現場毎に技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）を登録できます。
また、同一現場で日によって異なる作業の場合は、就業履歴の蓄積後に所属事業者がシステムにログインし、就業内容を日単位で変更することを可能としております。

Q14：小規模な現場も登録の対象となるのか。また、登録は一つ一つの現場単位で登録しなければならないのか。

A：現場・契約情報の登録対象は、補修工事やリフォーム工事等を含め全ての現場が対象です。なお、小規模な現場の登録にあたっては、一つの現場・契約情報に複数の工事情報を登録することにより、集約して管理することが可能です。また、カードリーダーの設置については、現場監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つのカードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替えることにより、複数の現場で共有することも可能です。

Q15：工事によっては秘匿等を求められるので、現場・契約情報登録の際に、現場名を伏字等で表記してもよいのか。

A：必要に応じて現場名を伏字等で表記し登録することが可能です。なお、就業履歴においても現場名を表示しますが、技能者がどのような現場に就業したかを示すためですので、どのような現場か分かる程度の伏字等にしてください。必要があります。
例：A 邸住宅新築工事
○○改築工事

Q16：元請が現場・契約情報を登録しない場合はどうなるのか。

A：技能者若しくは所属事業者がシステムにログインし、就業実績を直接入力できますが、システムに登録されていない現場での就業実績であり、元請事業者による入力内容の承認も得られないため、カードリーダーの読み取りによる就業履歴と区別されます。

Q17：システムに登録された情報で、施工体制台帳や作業員名簿等の書類作成が出来るのか

A：システムでは、登録された技能者、事業者と現場の情報を、全建統一様式に対応した施工体制台帳や作業員名簿等に自動入力する書類作成支援が行えます。なお、この書類作成支援を行うには、関係する技能者、事業者と現場の情報がシステムへ登録されたうえで、その現場の施工体制へ元請事業者とその作業員名簿を登録する必要があります。

2. 主な問い合わせのQ & A ④ ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 1 8 : 書類作成機能で作成した施工体制台帳や作業員名簿等の帳票は、システム上、関係者間でやりとりできるのか

A : 書類作成機能で作成した帳票を、関係者がシステムにログインし、相互に閲覧・出力することができるようにする予定です。具体的には、施工体制で上位となる事業者が、下位の事業者が登録した作業員名簿等を閲覧・出力できること、また、施工体制台帳を、当該の元請事業者と一次下請事業者が相互に閲覧・出力すること等です。

Q 1 9 : 登録の対象になる元請・下請事業者と技能者の範囲は

A : 事業者は、建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む全ての建設工事業者を対象としています。技能者は、作業員名簿に掲載される技能者を基本しつつ、将来的には建設工事に従事する全ての技能者を対象としており、運用開始後1年で約100万人、開始後5年をめどに全技能者約330万人の登録を目指しています。

Q 2 0 : 手に職がない者（見習いなど）についても技能者登録の対象となるのか

A : 技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としており、手に職がない者（見習いなど）についても対象としています。また、正規社員、非正規社員などの雇用形態も問いません。

Q 2 1 : 技能者を雇用する場合、事業者登録と所属する技能者の技能者登録は、どちらを先に行うべきか

A : 事業者登録、技能者登録の順で手続きを行っていただきます。この順の手続きにより、技能者登録時に所属事業者が特定されますので、紐付けに関する手続きが軽減されます。

Q 2 2 : 現場における立場（職長など）や作業内容は誰がいつ登録することになるのか

A : 元請事業者が現場・契約情報を登録した後、所属事業者は、技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）を記載した作業員名簿を、その現場の施工体制に登録することができます。これにより、現場毎に技能者の立場や作業内容等が登録され、蓄積される就業履歴に反映されます。

Q 2 3 : 現場に出入りしないが、自社の加工場において、現場で使用する鉄筋や型枠を加工する技能者の就業履歴は蓄積できるのか

A : 自社の加工場等を、現場としてシステムへ登録することができます。この場合、システムに登録した他の現場と同様に就業履歴を蓄積することが可能です。

2. 主な問い合わせのQ & A ⑤ ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 2 4 : 技能者がシステムの登録をしても、所属事業者がシステムの登録をしていない場合は、技能者の就業履歴はどのように扱われるのか

A : 技能者情報の登録と、元請事業者による現場・契約情報の登録があれば、所属事業者登録がなくても、現場に設置したカードリーダーにカードをタッチする等により就業履歴は蓄積されますが、所属事業者による技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）の登録はされず、立場と作業内容が就業履歴に反映されません。

Q 2 5 : いわゆる応援の技能者の就業履歴はどのように登録されるのか

A : 建設業では労働者の派遣は禁止されており、応援元の事業者と応援先の事業者が両者間で適切な請負契約を締結する必要があります。

その上で、応援元の事業者は応援先の事業者の下請事業者としてシステムに登録され、応援元の事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

ただし、建設業務労働者就業機会確保事業により、厚生労働大臣の許可を受けて、技能者が応援先の事業者に送り出された場合は、受け入れた事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

Q 2 6 : 建設キャリアアップシステムに現場入場者の入退場管理機能はあるのか

A : 建設キャリアアップシステムは技能者の就業履歴を業界横断の共通ルールで蓄積し、その蓄積された就業履歴等から処遇を改善していくことを主な目的としておりますので入退場を管理する機能はありません。但し、このシステムは認定された民間システムと連携することも可能としており、例えば技能者がキャリアアップカードを入退場時にカードリーダーへかざすことで就業履歴データの蓄積とともに入退場管理機能を備えたシステムであれば管理は可能となります。（カード情報の読取り状況により入退場時間と勤務時間が一致しないこともありますので注意は必要です）

Q 2 7 : 元請事業者と下請事業者で費用負担は異なるのか

A : 元請事業者と下請事業者で共通に負担をしていただく費用は、事業者登録料と管理者ID利用料となります。これとは別に、元請として現場を登録する事業者には、現場利用料を負担していただきます。元請・下請事業者の料金体系と設定に関する詳細は、本紙「システムの利用料金」をご覧ください。